

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づく土壌の汚染状態に係る基準の見直しについて

令和 3 年 2 月 1 日
水・大気環境課

【概要】

県では、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）で規制されていない自主調査等で判明した土壌汚染事案に係る汚染土壌の処分等について、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成 15 年福島県条例第 17 号。以下「条例」という。）において規制している。

当該規制に当たっては、法に準じて、規制する特定有害物質の種類及び土壌の汚染状態に係る基準等を、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成 16 年福島県規則第 10 号。以下「条例規則」という。）で定めている。

今回、法で規定する特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの土壌の汚染状態に係る基準（土壌溶出量基準、第二溶出量基準及び土壌含有量基準）が変更されたことから、これとの整合性を図るために、条例規則で定める土壌溶出量基準、第二溶出量基準及び土壌含有量基準を以下のとおり法と同じ基準に見直すもの。

表 条例規則に係る基準の改正案

特定有害物質の種類		現行	改正案
カドミウム及びその化合物	土壌溶出量基準 (mg/L)	0.01	0.003
	第二溶出量基準 (mg/L)	0.3	0.09
	土壌含有量基準 (mg/kg)	150	45
トリクロロエチレン	土壌溶出量基準 (mg/L)	0.03	0.01
	第二溶出量基準 (mg/L)	0.3	0.1
	土壌含有量基準 (mg/kg)	規定なし	規定なし

1 法による土壌汚染対策について

(1) 法の概要

ア 法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めている。

イ 法では、一定の契機に土壌の汚染について調査することを義務付けている。

(ア) 特定有害物質を取り扱う施設の廃止時

(イ) 一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると認めるとき

(ウ) 土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるとき

ウ 調査の結果、当該土地の土壌の汚染状態が法に基づく基準に適合しない場合は、人の健康に係る被害のおそれの有無に応じ、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）に指定される。

エ 自主調査によって土壌汚染が確認された場合は、土地の所有者等の申請により要措置区域等に指定することができる。

オ 要措置区域においては、土壌の汚染状態、周辺の地下水の汚染の有無等

に応じ、講ずべき措置を定めている。

カ 要措置区域等から汚染土壌を搬出し、処理する場合は、土壌の汚染状態に応じ、その処理方法を定めている。

キ 汚染の除去等の措置により要措置区域等の指定の事由がなくなった場合は、要措置区域等の指定が解除される。

(2) 土壌の汚染状態に係る基準等

ア 法では、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、特定有害物質を土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）で26物質規定しており、これらの特定有害物質による土壌の汚染状態に係る基準として、土壌溶出量基準、土壌含有量基準及び第二溶出量基準を土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号、以下「省令」という。）で定めている。

イ 土壌溶出量基準は、すべての特定有害物質に設定されており、地下水等の摂取によるリスクの観点から基準値が設定されており、地下水の環境基準や水道水の水質基準と同様の考え方で設定されている。

ウ 土壌含有量基準は、人が直接摂取する可能性のある表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等9物質に設定されており、直接摂取によるリスクの観点から基準値が設定されている。

エ 第二溶出量基準は、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する指標としてすべての特定有害物質に定められており、土壌溶出量基準の値の3倍から30倍に相当する値となっている。なお、法に基づく汚染土壌処理施設（埋立処理施設）では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないとされている。

(3) 法に基づく基準の改正内容

カドミウムの健康影響を考慮し、平成22年4月に水道水質基準が見直されたこと、また、トリクロロエチレンの発がんリスクを考慮し、平成23年4月に同じく水道水質基準が見直され、これに合わせて公共用水域、地下水の環境基準が平成23年10月に見直された。

今回、土壌環境基準及び省令で定める法の基準も合わせて改正され、令和3年4月1日から施行されることとなった。

改正内容については以下のとおり。

特定有害物質の種類		改正前	改正後
カドミウム及びその化合物	土壌溶出量基準 (mg/L)	0.01	0.003
	第二溶出量基準 (mg/L)	0.3	0.09
	土壌含有量基準 (mg/kg)	150	45
トリクロロエチレン	土壌溶出量基準 (mg/L)	0.03	0.01
	第二溶出量基準 (mg/L)	0.3	0.1
	土壌含有量基準 (mg/kg)	規定なし	規定なし

2 条例による土壤汚染対策について

(1) 条例の概要

県内における汚染土壤の適正な処分を確保するため、平成15年3月に条例を制定し、法が適用されない汚染土壤の処分等について規制している。

法の適用を受けるのは、特定有害物質を取り扱う施設の廃止や一定規模以上の土地の形質変更等を契機とした土壤汚染事案であり、自主調査等により判明した土壤汚染事案は、法に基づく申請をしない限り適用を受けない。

条例では、法の適用を受けない汚染土壤を搬出し県内で処分する場合、廃棄物の最終処分場等で処分しなければならないと規定し、土壤の汚染状態に応じた処分方法を定め、汚染土壤の適正な処分を求めている。

(2) 土壤の汚染状態に係る基準

条例の規制に当たっては、法に基づく特定有害物質と同じ26物質を条例規則で規制対象とし、これらの物質の土壤溶出量基準、第二溶出量基準及び土壤含有量基準を条例規則で法の基準と同じ値に設定している。

(3) 条例の土壤の汚染状態に係る基準等の見直し

法で規定する特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの土壤の汚染状態に係る基準が変更されたことから、これとの整合性を図るために、法と同じ基準になるよう条例規則を見直し、令和3年4月1日から施行したい。